

令和5年度 印西市民アカデミーだより 第19号

講座 8 : 相続について学ぶ

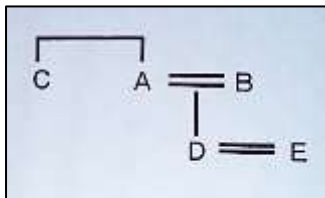
延期になっていた本講座を2月2日(金)に実施しました。「相続」に関することを現役の弁護士から直接お話を聞ける機会は滅多に無く、とても楽しみにしていた講座の一つです。いざ、お話を聞くと、様々な法律や手続きなどの専門的な知識が必要で、相続が争族にならないよう生前に準備しておくことが大切であるということがわかりました。学習内容は次の通りです。

※法定相続人・法定相続分

1. 相続とは(受け継ぐ側の話)

相続を考えるときは、①遺言はあるか ②相続人は誰か、相続人の相続分はどれか ③相続財産は何か、どのように分けるか の3点がポイントになります。誰がどれだけ相続するのかは右表を参照してください。(注:遺言がある場合は遺言に従う)

	配偶者	子 (孫、ひ孫など)	直系尊属 (親、祖父母など)	兄弟姉妹 (おい、めいなど)
a	全部	いない	いない	いない
b	いない	全部	関係なし	関係なし
c	いない	いない	全部	関係なし
d	いない	いない	いない	全部
e	1/2	1/2	関係なし	関係なし
f	2/3	いない	1/3	関係なし
g	3/4	いない	いない	1/4



☆右図を使って、誰がいくら相続するかを考えてみました。

Q1 Aさんが亡くなり200万円遺されました。誰が、いくら相続しますか?

Q2 Dさんが亡くなり300万円遺されました。誰が、いくら相続しますか?

Q3 AとDが 搭乗した飛行機事故で亡くなりました。Aは200万円、Dは300万円遺しました。誰が、いくら相続しますか? (同時死亡の推定を受けた者の総合間において、相続が発生しない)

相続のかたちには、①単純承認 ②限定承認 ③相続放棄があります。何もしないと①になりますが、明らかに借金しかない場合は③になります。この場合の手続きについても学びました。

2. 遺言について(遺す側の話)

遺言で決めることは、「身分に関すること」と「財産に関すること」の二点。特に、法定相続人以外に・想定相続分以上残したいときには「遺言」が必須となります。遺言には、自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があります。自筆証書遺言では、裁判所で検認手続きが必要ですが、公正証書遺言では、検認手続きが不要となります。それぞれのメリット・デメリットを比較した場合、公正証書遺言のほうが無難とのこと。これ以外にも「遺留分」「寄与分」「特別縁故者」についても学びました。



熱心にメモを取るアカデミー生

3. 分け方が決まったあとの手続

思っている以上に手間がかかるため準備ができ次第早め早めの対応が必要です!

○不動産⇒相続登記手続き(令和6年4月から義務)…所有権移転、抵当権抹消

○預貯金⇒払戻や解約手続き(死亡が確認されると凍結される)…遺産分割協議書、印鑑証明、出生から死亡までの戸籍謄本

○相続税の申告⇒10か月以内に申告、非課税枠=3000万円+(相続人の数×600万円)